

## 議案第44号

### 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

幕別町国民健康保険税条例（昭和28年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第26条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第2号中「245,000円」を「260,000円」に改め、同条第3号中「450,000円」を「470,000円」に改める。

附則第11項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項」に、「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第12項を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第13項（見出しを含む。）中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則中第14項及び第15項を削り、第16項を第14項とし、第17項を削り、第18項

を第15項とし、第19項を第16項とする。

附則第20項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第17項とし、附則中第21項を第18項とし、第22項を削る。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 附則第20項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。） 平成28年1月1日
  - (2) 附則第11項から第13項までの改正規定、附則第14項及び第15項を削る改正規定、附則第16項を附則第14項とする改正規定、附則第17項を削る改正規定、附則第18項を附則第15項とする改正規定、附則第19項を附則第16項とする改正規定、附則第20項の改正規定（同項を附則第17項とする部分に限る。）、附則第21項を附則第18項とする改正規定及び附則第22項を削る改正規定 平成29年1月1日

### (適用区分)

- 2 この条例（前項各号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 この条例（第1項各号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。